

## 課題の抽出について

### 1) 中長期的に取り組むべき対応策

#### (1) ごみ手数料に関する事項

- ・現行の家庭系のごみ手数料については、近隣市と比べて安価な水準となっており、近隣市との均衡を図る上で、値上げの余地があります。近隣市の今後の動向、社会情勢を踏まえて、改定時期を見極めていく必要があります。

#### (2) 財源の使途の明確化

- ・環境省が定める「一般廃棄物会計基準」に基づき、廃棄物会計制度の導入を検討し、ごみの種類ごとにトンあたり処理原価を把握することで他団体との比較を可能とし、また、市民に分かりやすく一般廃棄物の処理に関する事業の財務情報を開示することで、財源の使い道を明確にし、市民がごみ減量に頑張りがいのある財源の使い道を打ち出していくことが重要です。

#### (3) 適正な分別に関する事項

##### ① 小型家電・金属等の再資源化

- ・平成25年度から分別収集を開始している資源としての小型家電・金属類の収集量は年々減少傾向にありますが、令和3年度の燃やせないごみの18%を占めており、資源で収集している量に比べて、可燃ごみへの混入が多くなっております。適正分別の啓発を継続して実施し、資源化を促進していく必要があります。

##### ② 雑誌・雑紙の分別回収

- ・雑誌・雑紙については、家庭系の可燃ごみの11%、事業系可燃ごみの22%を占めており、ごみ減量の余地を大きく残しています。今後も一層、資源化への啓発の強化が必要です。

##### ③ ペットボトルの適切な排出

- ・現在収集しているペットボトルの中には、ペットボトルのキャップやラベルが付いたままの排出や、ペットボトル内の残り汁の除去や内部洗浄が必要なものも少なからず存在しているため、適切な排出方法について、引き続き啓発が必要です。

#### (4) 回収方法に関する事項

##### ① 集団回収の拡大

- ・今後、集団回収をより拡大していくためには集団回収未実施団体への働きかけや啓発が重要です。回収エリア、資源市況対策などを考慮し、効率的に資源を回収すること

が必要です。

## ②充電式電池の回収

- ・現在、リチウムイオン電池等の充電式電池については、リサイクル協力店に設置されているリサイクルボックスでの店頭回収を行っています。しかし、リチウムイオン電池を取り出すことができない製品が増加しており、回収方法の拡大についての検討が必要です。

## (5) 無料配布プラスチック製品等削減

### ①無料配布プラスチック製品削減の啓発

- ・レジ袋が有料化となり小売店事業者からの配布は減少しているが、無料配布されるプラスチック製カトラリーやストローの削減啓発が必要であり、その他のプラスチック製品も削減の啓発が重要です。

### ②エコショップ制度の見直し

- ・2年～3年ごとにエコショップ制度の更新を行っているが、評価項目にプラスチック製品削減の取り組みの項目、またリターナブル容器や詰め替え容器の利用の項目を新設など、基準を見直する必要があります。認定店舗の増加に向けて引き続き社会情勢なども考慮し、制度の啓発が必要です。

## (6) みどりのリサイクルに関する事項

### ①収集・持込について

- ・みどりのリサイクル開始に伴い、清掃工場への持込草枝の搬入量は平成23年度1,429 tから令和3年度204 tまで減少し、市民がエコプラザ多摩に持ち込む剪定枝の資源化量は平成29年度以降増加しましたが、現在は横ばいが続いており、引き続き市民への周知等が必要です。
- ・また、資源化が困難な草や葉の処理については引き続き検討が必要です。

### ②利用拡大について

- ・エコプラザ多摩では令和元年度に草枝資源化プラント設備改修工事を実施し、大型破碎機の導入により、チップ・土壌改良材を安定して生産し、一層の資源化に取り組んでおります。チップについては、市内公共施設や公園施設等の通路にマルチング材（雑草生育防止）として敷設しておりますが、今後更なるみどりのリサイクル推進のためには、より幅広く利用方法や受け入れ先を検討することが重要です。

## (7) 生ごみに関する事項

- ・生ごみの減量対策として、水切りの啓発を推進するとともに、生ごみ処理機器の購入

費補助を継続します。

- ・生ごみリサイクルサポーターや廃棄物減量等推進員を核に、自家処理の普及を積極的に行い、市民グループによる生ごみ資源化を推進する必要があります。
- ・生ごみ自家処理に対する補助をし、市民がリサイクル活動に参加しやすく、取り組みを長く続ける啓発が必要です。
- ・可燃ごみに含まれる食品ごみの削減については、今後バイオマスとしての活用検討を求められます。
- ・まだ食べられるのに、捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」、食材を買いすぎず、使い切る、食べ切るなどの取り組みや、外食時などにおける食べ残しを減らす行動、取り組みなどの啓発が必要です。令和2年度末から行っている「多摩市食べきり協力店」事業の登録店を増やし、事業者・市民とともに日頃からの意識付けが必要です。

#### (8) 事業系ごみに関する事項

- ・事業系ごみの組成について、資源化可能なものも多く含まれている状況であり、清掃工場での搬入ごみ検査と立入等の排出指導によって、適正分別と資源化について啓発・指導を強化していく必要があります。また、食品ごみについては資源ルートを利用し資源化の指導の強化も必要です。

#### (9) 超高齢社会への対応

- ・超高齢社会では、介護を要する高齢者や1人暮らしの高齢者の増加等にともない、毎日ごみ・資源を出すことが難しい排出困難者等への支援の重要性が高まっています。支援の仕組みについて具体的な施策の検討が必要です。

#### (10) 中間処理施設に関する事項

- ・ごみ・資源の中間処理施設については、長期間にわたり安定的かつ安全に稼働する必要があるため、計画的に施設の修繕等を行っていくとともに、大規模改修時には機能の見直しも検討していく必要があります。
- ・平成29年度には資源化センタープラント設備長期修繕計画を策定し、令和4年度には資源化センターのプラント設備の延命化に関する計画を策定します。